

## 総合計画とは

- ・ 総合計画は、市民の皆さんとまちづくりの目的や目標、実現のための道筋を共有し、みんなで一緒に取り組むためのまちづくりの最も基本となる計画です。
- ・ 平成23年度の地方自治法の改正に伴い、基本構想の策定義務がなくなりましたが、本市においては、総合計画をまちづくりの総合指針、行政運営の指針と捉え、中長期を見据えたまちづくりを進める上で必要不可欠なものとして策定を行うものです。
- ・ 現在の「第2次三次市総合計画」の計画期間が令和5年度で終了することに伴い、新たな総合計画である「第3次三次市総合計画」の策定を進めています。策定にあたっては、条例の規定に基づき、議会の議決を経ることとしています。

第1次三次市総合計画 平成18年度～平成25年度（8年間）

第2次三次市総合計画 平成26年度～令和5年度（10年間）

**第3次三次市総合計画 令和6年度～令和15年度（10年間）**

## 総合計画とまち・ゆめ基本条例

- ・ 「三次市まち・ゆめ基本条例」は、三次市がめざす「市民が主役のまちづくり」、「市民と行政との協働のまちづくり」を進めていくためのまちづくりの基本となるきまりです。現在の「第2次三次市総合計画」は、「まち・ゆめ基本条例」に定めるまちづくりの基本理念を具現化するものとして位置づけており、新しい総合計画においても、同様に「まち・ゆめ基本条例」の考え方を基本理念としてまとめていきます。

### まち・ゆめ基本条例に掲げるまちづくりの目標

- ① 共に認めあい、支えあう、温かみと安心感のあるまちづくり
- ② 自然との共生を図り、安全で快適に暮らせるまちづくり
- ③ 次世代を担う子どもたちが夢と希望を抱き、健やかに成長できるまちづくり
- ④ 歴史と伝統を継承するとともに、学ぶ喜びをもてるまちづくり
- ⑤ 地域活動が活発で、にぎわいと活力に満ちたまちづくり
- ⑥ 多様な仕事を興し、地域産業に活力を与え、働く喜びをもてるまちづくり

## 総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略

- ・ 国では、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的に、「まち・ひと・しごと創生法」を施行し、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定めました。
- ・ 三次市においても、国の動きを踏まえ、令和2年11月に「第2期三次市まち・ひと・しごと創生総合戦略」および「三次市人口ビジョン（改訂版）」を策定し、地方創生（まち・ひと・しごと創生）に取り組んでいます。
- ・ この「三次市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、国・県の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」などを勘案しつつ、「第2次三次市総合計画」に掲げた施策や目標のうち、まち・ひと・しごと創生にかかる施策や目標を抽出したものです。
- ・ 令和4年12月には、国において「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、新たに「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定されたことを受け、本市の総合戦略や人口ビジョンの見直しが必要となっています。
- ・ こうした状況を踏まえ、新しい総合計画においては、総合計画と総合戦略、人口ビジョンを一体的に策定し、それらを統合させることで、まちづくりをより総合的かつ効果的に進めていくこととします。

